

## 地方図書館における

## 郷土資料について

—小田原市立図書館の場合を中心に—

川 添 猛

## 目 次

- はじめに  
—「郷土資料」という用語について—
- I 郷土資料収集のあゆみ  
(1) 竹内善作氏の考え方  
(2) 石井富之助氏の郷土資料収集活動  
(3) その後の動き
- II 郷土資料の種類  
(1) なぜ郷土資料か  
(2) 郷土資料の種類とその原則
- (3) 社会状況との関連から
- III 郷土資料の収集範囲  
(1) 小田原市立図書館における収集範囲の規定  
(2) 郷土資料集書の範囲の限定  
(3) 郷土の地域的範囲
- IV 郷土資料の実務に関連して
- V 新しい仕事の展開  
—むすびにかえて—

## はじめに

—「郷土資料」という用語について—

図書館界で「郷土資料」という語が使われはじめたのはいつの頃からであろうか、その初出をいちど調べてみたいところである。長沢規矩也氏は、最も早い用例として大正12年の岡山県立図書館の印刷目録をあげているが、『図書館雑誌』を繰ってみると、それより<sup>注1</sup>少し早い大正7年刊の第36号に、既に今井貫一という人が『地方図書館と郷土資料』という論文を発表していることがわかる。しかし、この初出調べはひとまず措くとして、「郷土」という言い方をちょっと考えてみたい。

日本国語大辞典(小学館・1973)には「①生まれ育った土地。おもに文化的な面

を含めていい、『郷里』よりも広い地域をさす。②田舎。地方。また、田舎であるその土地。」とあり、広辞苑(岩波書店・2版)でも「①生れ育った土地。ふるさと。故郷。②地方。田舎。村。」となっている。<sup>注2</sup>言葉本来の意味の検討はともかくとして、特徴的なことは、昭和初年から10年代にかけて、いわゆる皇国史観に支えられた戦前から戦中に至る初等教育のなかで、愛国心は正しい愛郷精神から生まれるといった観点で、郷土を知る、あるいは知らせる教育が隆盛だった時期を、この言葉が使われたピークとみることができるであろう。

この頃には、多くの小学校において、その学校の通学区域とでもいうか、極く小さな村単位の地域の歴史や地理をはじめとして、政治、経済や自然環境などといった面もとりこんだものを「地誌」と銘うって、

独自に調査編集を行ない、それぞれに刊行している例がたいへんだつのである。それらのなかには、現在でもあながち無視できないほどの有効かつ優秀なものも見えるのだが、概ね歴史の部分には明らかに偏向や歪曲があるようで、戦後の歴史学の再出発にあたってまっさきに否定される体のものであった。

戦後、地方に国立大学が続々と誕生してくると、そこを根城に歴史学は地域の歴史研究に力を注ぐ方向が有力になり、一方自治体による市史、県史の編さんも盛んになってくるのだが、その頃から従来の「郷土史」といういい方が排されて、「地方史」と表現されるようになってくるのである。それは単純に用語が差し替えられただけの問題ではなく、郷土史といういい方の裏側には、戦前戦中の皇国史観が剣すことのできない状態で密着しているという批判はもちろんのこと、歴史研究の方法上でも一大転換を果そうとする意志が働いていたものようである。

そこで、図書館の方に話をもどすことにするが、歴史学の分野でかなりホットにこの議論がされていたころ、図書館界では在来からの「郷土資料」という用語について検討された様子は見うけられない。むしろ郷土資料そのものを、時流に副わないものとしてしりぞける風潮さえあったのである。それは、資料を中心に据えてみたときの図書館の営みに、一見無機的な側面があるため、いかえれば諸学のトレーサー的傾向を脱することがなかったため、たとえば自から使用する用語について神経をとがらせることがなかったからではないだろうか。せめて、日本図書館協会が、語感がやわらかくなるという程度の発想で、間に「の」を入れて「郷土の資料」としたくら

いのものであった。前述の歴史学界での問題の捉え方とくらべてみれば、残念ながらかなり遠くへだたった対処の仕方といわざるを得ない。

さてそれならば、「郷土資料」をたとえば「地方資料」とか「地域資料」とすれば方がつくかといえ、かならずしも図書館の術語として安定した意味が得られるとは軽々にはいえない。むしろこういう問題にアプローチする科学としての図書館学に、考察を期待せざるを得ないのである。図書館学は単に図書館技術の履習を目的としてあるものではないはずだからである。

したがってこの稿では、やむをえず従来そのまま「郷土資料」という語を用いることにした。

## I 郷土資料収集のあゆみ

### (1) 竹内善作氏の考え方

小田原市立図書館は、その創立の時代から郷土資料に対して特別な関心を寄せてきている。

小田原市立図書館の創設は昭和8年であるが、設立準備から閉館以後しばらくの間にあつて、当時大橋図書館の主事だった竹内善作氏を顧問に迎えて指導を受けた。

竹内氏の指導は、建物の設計から細かい備品類、そしてその予算の計上にあつてきたこととはもちろん、営業開始後の図書の選択、整理、閲覧の方式など図書館運営の全般を包含したものであり、竹内氏は小田原の図書館を自分の「意志通りにつくった」のであった。そしてまた、戦後間もなくから館長として長い間にわたり小田原市立図書館の経営を担ってきた石井富之助氏が、開設間もない昭和9年にこの図書館に

入り、親しく竹内氏の指導を受け、石井氏もまた「竹内さんの言うとおりに私はやってきた」というように、小田原の図書館には竹内氏の考え方が色濃く浸透しているのである。

石井氏の語るところによれば、竹内氏の説いた蔵書構成のポイントとは次のような4点に集約できるとのことである。

1. 郷土資料はでき得る限り集めること
2. 学生のための参考書を多く集めること
3. 読みやすい娯楽ものはとかく軽視しがちだが、これにも十分留意すること
4. 指導者層を対象にした高度な本も地域の専門家に訊きながら極力集めること

以上注10のとおりであるが、その後竹内氏はそれまでの多くの実績をふまえて、学校図書館と中小公共図書館経営の手引書注11を著わしている。その第7章「集書構成と図書選択」のうち、郷土資料に関する部分で次のように述べている。

更にまた郷土資料の蒐集も、公共図書館で閑却してはならぬものである。この蒐集は青年達に與ふるものと全く利用の方面を異にし、またこれを獲る方法も別種のものである。この種のよき蒐集は壮年者や故老の興味を喚起し、或は公共図書館に対する確実で有力な後援者を得る機縁を作るとともに、これが整理に秩序あり組織あらしめるならば、少年達の愛郷心をそより、郷土開発の熱情をかきたつる資料となすことも出来るであらう。この集書は決して早急に構成すべきものでなく、周到の用意と努力の連続を必要とする。或は故老を訪ね、或は旧家に就き、或は社寺に求め、或は官公衙に質

し、過去の資料の探索に力むるとともに、現実の調査をもおろそかにしてはならない。古文書の保存と新聞切抜きの整理とは、この資料の蒐集に矛盾した、而も分離することの出来ない作業である。要するにこの種の集書は鈍と根と熱とによって達成せらるゝものである。(中略)一方総じて緻密な索引の調整を怠ってはならない。注12

大分長い引用になったが、ここに述べられている事柄は、ほとんど過不足なく小田原市立図書館の郷土資料関係業務のすべてであるということさえできるのである。しかもこの前後を読み通してみると、間に10年以上もの時日が介在するものの、竹内氏が石井氏に説いたさきの4項目と考え方を全く一にするものであり、中小図書館の集書に対する竹内氏の信念ともいえる基本的考え方であったことが了解できるのである。

こういう基本方針で方向づけされた小田原図書館の郷土資料業務は、その後石井氏の手によって文字どおり根気よく営々と続けられるのである。

## (2) 石井富之助氏の郷土資料収集活動

石井氏注13が図書館に入った頃は、さきにも述べたようにいみじくも各地方で郷土研究の隆盛なときに当っており、石井氏自身も図書館に入る前からこのことにまんざら無関心ではなかったようである。

図書館員となった石井氏は、竹内氏の指導を得ることにより、郷土資料収集を地方図書館の最重要の任務と認識して仕事に当ることになるのだが、その結果開館の年度の末にわずかに28冊だった郷土資料が、6年後の昭和14年の当初には700冊に達しているのである。注14

これほど急ピッチな増加を果すためには、なみなみならぬ努力がはらわれたと推測することができるのだが、その一例としていまでも館の書架に見ることのできるものとして、石井氏の手による古文書や絵図の影写本がある。一般に郷土資料は、購入による場合よりも、所蔵者乃至は製作者からの寄贈により入手できる場合の方がはるかに多いのだが、それでも古文書や絵図のようにそれ一点しかない資料は、所蔵者自身にとっても貴重であるため、寄贈はもちろん、いかほど金を積んでも入手できるものではない。

そこで、そういった資料はせめて借用し、許可を得て写しをとることになるのだが、もちろんいまとちがって当時は複写機があるわけではなく、手写する以外に術はなかったのである。このことに関して、石井氏は面白い話をしてくれたことがある。

或る日、全く初見の絵図を持って館を訪れた人があった。もちろんそれを見せに來ただけであった。石井氏は三拝九拝して影写の許しを乞い、それを1週間の期限つきで借用することに成功した。日中は館の通常業務があるので、毎晩家に帰ってからの夜なべ仕事であった。絵図はかなり大きく、彩色もしてあったので、影写には往生した。それでもさんざん苦勞の末ようやく期限内に写し終ることができ、いよいよ原本を返戻することになった。そのとき、できた写本の方も見せたところ、その所蔵者は石井氏の努力に感服して、原本を館に寄贈すると申し出たというのである。いまでももちろん館にはその原本と写本が所蔵されている。

ともかく、古文書や古絵図の影写が創立間もない頃からコツコツと行なわれていたのである。

もうひとつ石井氏の郷土資料収集で特筆すべきことは、昭和12年、当時の小田原における郷土史研究の第一人者だった片岡永左衛門氏から宿場、本陣関係の古文書を中心とする資(史)料が一括して寄贈されたことである。図書館では、これに「片岡文書」と名づけて特別集書として扱うこととしたが、これが寄贈される経緯にも、石井氏の資料に対する熱意が、片岡氏を動かしたことが示されているようである。

この片岡文書は小田原の郷土資料としていまでもますます光彩を放っているが、同時にこの特別集書の成立は小田原図書館の将来への方向を決定づける重要なできごとであったとみることができるのである。

また一方、石井氏は郷土史研究家のみならず、地域の文化的な動きにもコンタクトする、というより言葉はわるいがむしろ引きずり込まれ、いわば有識者との交流も多岐にわたるのである。そうしたなかで、図書館の経営に占める郷土資料の位置づけといった面での考察が、実務を通して行われていくのである。ついでながら、この石井氏の実務を通しての考察や理論構成の手法は、竹内善作氏の手法とたいへん通じるものがあるということをここで指摘しておこう。

いずれにしても、石井氏の郷土資料に関する論文は数篇あるが、その中でも「市町村図書館の独自性」という論文は、郷土資料を核として館全体の資料を構成しようという極めて大胆かつユニークな発想でまとめられている。しかし石井氏自身はこの論文について「さも新しい私の着想みたいなことをいってますが、そんなことはとっくの昔に『市立図書館とその事業』の中で竹内さんは書いているんです」と述懐している。<sup>注17</sup>

ともあれ、この考え方は現在の小田原市立図書館の経営に絶大な影響を与えている  
と、いって過言ではない。

### (3) その後の動き

昭和40年以降の主な動きを拾ってみると、まず特別集書の冊子目録の印刷刊行が「目録シリーズ」と銘うって昭和42年から開始され、この間にはさまるようにして昭和47年には、書き下ろしの郷土関係の一般教養書として「図書館叢書」がスタートした。更に下って昭和50年になると資料の複製・翻刻をめざして「郷土資料集成」も登場して、一応形の上では出版活動の枠組みが定着してくるのである。ただ館の能力からいっても、片々たる小冊子を1年にやっと1冊刊行できるかできないかといった程度のこれは実績であるので、図書館における出版活動の実験の域を未だ出していないということができよう。しかしそれでも現在までに、ともかくも積み重なって既刊11冊を数えることができる。

それから、もうひとつの動きとしては、昭和47年の古文書調査員制度の発足をあげることができる。これは外部の若手研究者を非常勤職員として古文書調査員に任命し、市内外に散在する古文書の所在調査を行なうとともに、図書館の郷土資料としてその保存・活用を組織的に行なっていくという狙いである。古文書を図書館の郷土資料とすることにはいろいろ議論のあるところであるが、以下で若干のことには触れることになる。しかし小田原市立図書館における古文書調査活動の詳細については、おのずから稿をあらためて述べるべきものである。

以上3項にわたって小田原の図書館の郷

土資料収集のあゆみを、特徴的な点だけをとりあげて大急ぎで述べてみたが、これを要するに、竹内善作氏の説く「鈍と根と熱」を地で行くような郷土資料収集活動なのであった。

## II 郷土資料の種類

### (1) なぜ郷土資料か

現在の図書館界は、郷土資料については極めて冷たい態度をとっている。

たとえば、いま本誌の貴重な紙巾をとって、筆者が郷土資料について述べようとすることも、その向きのひとたちには恐らくアナクロニズムだといって一笑に付されるか、あるいは無視されるかぐらいがオチである。

その実感は、筆者の単なる予想や捏造ではない。たとえば、われわれをとりまく図書館の仲間たちは、小田原市立図書館といえば「ア、郷土資料ね」といとも単純に連想するらしく、神奈川県内の図書館職員たちの「館員研究会」—神奈川県図書館協会で行なっている 県下館員の研修組織—でも、小田原が会場館になると、きまったように郷土資料をテーマにしたくなるようである。ところが、いざ小田原の職員が郷土資料についての報告を行なうと、たいていの場合、議論はあらぬ方に走るか、そうでなければ報告の内容が理解できかねるといった状況になることをたびたび体験したほどだからである。

たしかに、そういった状況になるのは故なしとしないのである。それは、いまの公共図書館界は、ある特定の狙いとの蜜月を過しているからである。地域図書館（まだはっきりと意味は確定していない）は、一般住民への直接貸出サービスをその第一の

業務とするといった運動として、それはあらわれているようである。しかも、いま程度では熱中度が足りないと思われるくらいに、日本の図書館の現況は極めて低水準であるのだから、この蜜月はヴォルテージを上げながら当分の間は続くものと、覚悟しておかなければならない。

しかしながら、われわれは、依然として図書館の使命はその種の運動をも包摂したものと別個に厳然と存在していることに思い当る必要があるのではないだろうか。

地方の図書館には、その地方に関する記録を収集・保存し、必要あればいつでも、誰にでも提供できる態勢を整えるという大切な役割が与えられているのである。その例証として、たまたま《貸出サービス運動》のお手本となったイギリスの例をはじめ、フランスやドイツなど諸外国の例を持ち出す必要はあるまいと思われる。

さて、さきにも触れた元小田原市立図書館長の石井富之助氏は「市町村図書館にとって（郷土資料は）他のいかなる図書館の追隨も許さぬ重要資料だ」といい切つて、その理由として次のような3点を挙げている。

注18

第1点は、郷土資料を緻密に集め得るのはその地域の図書館以外にはないといえること。第2点は郷土資料に関する参考事務はその地域の図書館の独自の責務であるということ。そして第3点は、地域図書館が郷土資料を広範かつ精緻に収集することは、結局はその地域住民の要望であるはずであるというのである。

第1と第2は、あたかも紙の表裏の関係に見えるけれど、それと同時に地方図書館のインディヴィデュアリティを第2の点に据えようという意図が確実に用意されてい

ることに気づかなければならないであろう。次の第3点は、いささか飛躍があつて理解しにくいところであるが、ここはまた永年市立図書館長を務めた石井氏の、地域図書館の仕事に対する夢とでもいふべき願望がにじみでていると解釈できるところでもある。

石井氏は在職中よくこんなことをいっていた。それは、図書館が本当に理想的に仕事を遂行するようになったら、利用者が多いとか少ないとかは問題とはならない。いわば図書館がそこにあることが、住民の幸福なのである。しかし、住民の幸福につながるべき郷土資料活用の計画や方法、そしてそのシステムなどといった部分も図書館で用意すべきものなのかどうか、という点については石井氏は敢えて言及しておらず、むしろその所説に理解を示す後進への宿題として残しているかのようなのである。

石井氏の所説の解説がながくなってしまったが、地方図書館は何故郷土資料を集めなければならないかという理由として、先の3点は筆者も十分納得できるものとして容認したのである。そこでさきに宿題といった点も意識にいれながら、以下論を進める中で石井所説の補完を試みてみたいと思う。

## (2) 郷土資料の種類とその原則

それでは、図書館における郷土資料の種類にはどのようなものがあるか、まず筆者の整理した一覧表を次頁に示すことにするが、このように郷土資料の種類を整理した最も基本となる考え方は、《文字乃至ことばによって表現されたものは、すべて図書館の資料とならなければならない》という原則論である。

- ④印刷物
- ①版本(特に藩版に注意)
  - ②活字本(一般市販図書、私家版、官庁出版物—地方行政資料—団体出版物等)
  - ③雑誌—逐次刊行物
  - ④新聞
  - ⑤パンフレット・リーフレット(観光案内、施設案内、展覧会・音楽会等カタログ、ポスター、広告等)

- ⑤写本
- ①文書(冊子物、一紙物、書簡等)
  - ②記録(冊子物、一紙物、絵図等)
  - ③原稿、草稿、筆跡
  - ④近代行政文書—地方行政資料—

⑥写真、コピー

⑦レコード、録音テープ

この原則論は、かなり大風呂敷を上げた感なしとしないであろうが、いまここで唐突ながら本音を洩らせば、7年前にみずからいささかの疑問を感じながらも、古文書収集を館の業務として積極的に開始したときに、まさに苦肉の策としてひねりだした考え方であった。

だからこの原則は、地方図書館における郷土資料の場合に限って通用するものであると、ここではひとまず述べておこうと思う。

さて、郷土資料は地方の図書館にとって最も重要な資料であると認識する立場で、たとえば近年なかなか盛んになってきている図書館学関係の出版物の資料論の項をち

ょっと当たってみた。ところが、郷土資料について触れているものが存外少ないのにはいささか驚いたのである。このことは、あたかも郷土資料論はあまりにも特殊問題であって一般論とはなりにくく、各館の運営のなかでそれぞれに考えるべきである、主張しているかのようでもある。

それはともかくとして、ここで再び石井氏の所説にもどるが、石井氏は郷土資料の収集範囲として次の4項をあげている。

1. 郷土に関する図書・記録その他すべての印刷物
2. 郷土出身者の著作物
3. 郷土発行の印刷物
4. 前3項に準ずる視聴覚資料<sup>注19</sup>

このうち、1と3の項で《印刷物》と規定している点をしばらく検討してみることにしよう。一般的にみて、図書館が扱う資料を印刷物だけに止めようとする傾向があるのは、ある面では肯定せざるを得ないだろう。それは前述の多くの資料論でも、概ねその方向である。しかし郷土資料ということになると、実務上からの要請でかならずしもその制約は通用しなくなる傾向は強いといわなければならない。現に当の石井氏自身、古文書類をかなり積極的に手がけていたのである。したがって、石井氏も各項の説明で「刊本であると写本であると問わず」と述べているのである。

そこで、郷土資料の種類について他の二、三の考え方に当たってみると、まずもともと古いところでは、前出の今井貫一という人の説がある。筆者は日頃まさに不勉強で、まったく恥じいるばかりだが、このたびの小論を書くにあたってやむなく二、三の文献を播く機会にめぐまれた。そしてこの今井論文に行き当ることができたのだが、大正7年という年に、郷土資料につい

てこれほど深い考察が行なわれていたことに畏敬の念を抱いたことを告白しなければならぬ。

さて今井論文では、郷土資料を「図書若しくは図書類似のもの、それ以外の品物」とに分け、前者を図書館の郷土資料、後者を博物館のそれとに大別している。そして更に、「図書館取扱の郷土資料は、之を概言すれば広き意味の印刷又は書写せるもの（中略）一切」といいきり、イギリスのスタンフォード氏の“Get everything, and leave its evaluation and disposition to posterity”という言葉を引きしている。

つぎに、和田万吉氏等の述べるところで、「当該府県市町村に関する書籍。刊本たと写本たとを問はず」と注記している部分にその意図を見ることができであろう。また最近のところでは、長沢規矩也氏が「郷土資料といえは、ある一定の地域に関する各種の資料を指すことになる。文献というのではないから、必ずしも書かれたものには限らず、非常に広い範囲のものとなる。」と述べ、一紙ものの「記録文書や図表はもとより」、「民芸品から出土品まで」郷土資料と呼び得ると指摘し——ここでは博物館や公民館で収蔵する方が至当なものまでも郷土資料と呼ぶとしており、前出の今井説と似通った考え方をとっているが——、つづいて「図書、記録、文書、地図その他の図表からせいぜい書画、写真まで」を図書館の扱う郷土資料と限定している。

この三つの説は、いずれも郷土資料を印刷物だけに限定しない考え方を示したもので、前に述べたように図書館の扱うべき郷土資料の種類についての筆者の考え方に有益な示唆を与えてくれるものといえそうである。ただ、そのよってきた理由まで説

明が及んでいないのは残念なことである。

一方、「図書館法により図書館の収集すべき資料が拡大された今日においては当然（郷土資料の範囲は）修正されなければならぬ」とまえおきしたうえで、石井氏は視聴覚資料として鉱物・動植物の標本、地形の模型、遺跡出土品、民芸品、土産物の実物、人形、美術品といったものまでを大きく取り込んでいる。しかしこれは今井、長沢両論文がいみじくも博物館や公民館の収集すべき郷土資料であると指摘しているものである。

このようにみえてくると、図書館の扱うべき郷土資料の種類についての考え方には、大筋では共通性を示しながらも、それぞれの説の間には微妙なくちがいがあって興味深い。この辺をもう少し根本にまでさかのぼって明確にするのが、科学としての図書館学の責務の一つではないだろうか。

ところで、たとえば今井説の「印刷又は書写せるものにして其地方の何物かに関せる一切の物」、あるいは、筆者は「文字乃至ことばによって表現されたもの」とひとことではみてはみたが、それを実務面で完全に踏まえることは至難のことといわなければならないと思う。その事情は仮に印刷物の場合だけをとってみても、すでに思いつくかぎりに過ぎるであろう。

情報化時代などという現代においては、印刷、活字文化が全国津々浦々まで瀰漫し、図書館がいかに全能を駆使しても、地域内の出版物さえもそのすべてをカバーすることはもはや不可能になっているといえるからである。

それにもかかわらず、写本を更に守備範囲の中に加えることは、無謀に近い考え方といわれるかもしれない。

だが、ここで筆者が述べようとしている



ことは、図書館という機関が社会の中で果すべき本質的機能として、郷土資料を問おうとしているのであって、実務上からみてそれが可能かどうかということは、明らかに重要な点ではあるがおのずから次の次元の問題なのである。

筆者は前掲の表にみるように、印刷物と写本とをはっきりと対置してみた。そうしてみてもはじめて、《近代行政文書》というものが明瞭に姿をあらわしてきたのである。<sup>注24</sup>

そこで、マニユスクリプトとしての《近代行政文書》が図書館の郷土資料となり得るかどうか、ということが次の問題となるのである。さきに引いた各氏の所説の中では、わずかに今井説にそう読めば読めないこともないと解せられる部分があるくらいのものである。

だが、考えてみれば、この近代行政文書こそは、まぎれもなくその地域のかなり広範な分野での民衆の生活の第一次的記録であって、その意味では最も基本的な郷土資料といってもいいものではあるまいか。したがって、諸先輩の考え方より一步進めて近代行政文書も原則的に図書館の郷土資料となすとすべきだと筆者は考えているのである。

しかし、近代行政文書はその量の大きさからいって、いくら図書館が意気がついても所詮叶わぬことであるとまず感じるのが普通であろう。だいいち、それは役所が保存するのが当然であると、頭から思い込んでいる図書館員も少なくないはずである。

この節の冒頭で筆者が、《大風呂敷を拡げた》というのはこの辺のことなのだが、それは原則論なのであって、では実際面で近代行政文書の収集・整理、保存の仕事を図書館が直接担当すべきかどうかという点

では、少なくともいまの図書館の社会的位置では、引き受けることは得策ではないと筆者も思っている。ただ、直接担当しないからといって、図書館員の視野から外してしまってはならないということは強調しておきたいのである。

なお蛇足を加えるとすれば、(C)の写真・コピーというのは機械的手段を用いて作成された資料という意味である。また(D)のレコード・録音テープというのは、音声としての《ことば》<sup>注25</sup>を収録したものを想定して附け加えたものだが、いわゆる視聴覚資料はようやくこの項に拘ったような結果になってしまった。しかし、視覚資料の方は(C)の項で僅かながら救えるかもしれないとは思っているが、いずれにしろ視聴覚資料は<sup>注25</sup>ずいぶん軽視した形になってしまった。

### (3) 社会状況との関連から

最近「地方の時代」などという標語がもてはやされていて、それに呼応するかのよう、地方の小都市でも文化的施設の建設はなかなか盛んのようにである。反面、図書館はじめ博物館、美術館といった既成の機関には存外冷い風が吹き、文化会館とか、ナントカセンターという名称で、既成の機関の機能を安直にとり入れて済ましていこうという風潮が、特に中小都市では目立っている。これは、財源の効率的運用という側面がいちばん強いようではあるものの、根底には既成の機関に対する不信感のようなものがあるからではないかともいえると思う。

一方歴史研究者を主に、文書館あるいは史(資)料館の建設の要望も、地域それぞれでいろいろな姿をしながら、これまたなかなか盛んのようにでもある。

こういった状況を踏まえたとき、たとえ

ば地方の中小都市で、文書館や史(資)料館の類を新設することは不可能に近い話と思われるものの、仮になにかの事情でそれができようとしたときは、明らかにその他の施設乃至は既成の機関への手当てが削減されるというような影響は、相当に強くなることになる。とするならば、既成の図書館は、受容できる範囲の資料をできるだけ拡げながら、文書館、資料館の機能を受けもっていくという方策を考えてもよいのではないかと思う。

いろいろなことを述べてきたが、結論としては、図書館をとりまくこういったいろいろな動きや、たとえばその地域には博物館はあるのか、美術館はどうなのかとか、またその地域はどういう土地柄なのかといった、多種多様な事情を踏まえながら、地方図書館の郷土資料の種類の採否は、作戦的に選択される以外にはないのである。

ただ、その場合も基本原則というものを一瞬たりとも忘れてはならないという覚悟が絶対に必要なのである。そういう意味では、この小論でいうのは的はずれの感なしとしないが、敢えて言い及べば、貸出サービスオンパレードの運営方針を作戦的に選ぶのも、《図書館とはなにか》について基本原則を承知の上である限りにおいて、妥当としなければならないであろう。

### III 郷土資料の収集範囲

前節では、図書館の扱う郷土資料にはどのような物件が該当するかという点について、その基本原則にまで言及しながら検討をしてみた。妥当かどうかやや不安ながら、ともかくそれを《種類》といういい方で表現してみたのである。

因に今井論では「資料の種類」という項

注26

を立てており、和田氏等は「図書の選択」の章で「郷土関係図書とは如何なるものか<sup>注27</sup>と云ふに……」といて以下箇条書きにしている。また長沢氏は「郷土資料の定義とその範囲」の項で、主として用語の定義に重点をおきながら、むしろ書誌学的アプローチをしている点が特徴的だし、石井説の場合は「郷土資料の収集範囲<sup>注28</sup>」として、郷土という地域の範囲も含めて述べている。

さてこの節では、小田原市立図書館における郷土資料収集の範囲がどのくらいに亘っているのかという点を、資料の面と地域の範囲という面の、二つの場面から述べることにしよう。

#### (1) 小田原市立図書館における収集範囲の規定

現在、小田原市立図書館では次のような基準で郷土資料を扱っている。

- (i) 記述の内容が郷土に関するもの
- (ii) 郷土出身者の著作物
- (iii) 郷土内で発行されたもの

石井氏は、館長在任時代にすでに実務上の基準としての郷土資料収集範囲を指示している——前節参照——が、現在の規定では、石井氏の「(4)前3項に準ずる視聴覚資料」という項を外し、あとは表現を若干変更したのみで内容的には変更はないことをあらかじめいっておこう。

そこで、上の各項について少しばかり補足をする必要がある。

(i)については、一般に郷土資料といえば、この項に該当するものが圧倒的に大部分を占めることは十分に了解できるであろう。ただ、《郷土に関する》ということは地域内のあらゆる事象という謂であって、したがって地域内の人物に関する記述も郷土に関するものに入るとした石井氏の

考え方は、いわれてみれば当然ながら新しい発見と評価することができるであろう。ただし、ここでいう人物は(ii)項との関連で、在住、非在住、生歿等にかかわらず、出身者に限るとせざるを得ない。

(ii)については、資料の記述内容が全く郷土に関係のないものであっても、郷土出身者の著作物は郷土資料として扱うこととしているのであるが、この場合、地域内に現在在住しているかどうかはもちろんのこと、その人物が郷土に影響を与えたかどうかについても全く関係はないものとした。

(iii)については、記述内容が郷土に関係なくまた出身者の著作物でない場合でも郷土資料として扱う。それは、出版そのものが地域の文化の一つの表現であるとみなすことができる考えたからである。

しかし、(ii)と(iii)には問題がないわけではない。たとえば(ii)では、過去にさかのぼって著作物を持つ出身者を探し出す作業は容易ではないということと、仮に著作物が手に入ったとしてもその著者が郷土出身者であるかどうかを割り出すのは、なかなか困難な場合があるからである。また(iii)では、日本の出版社が大編集している東京のいくつかの区というような地域は明らかに例外と考えるとしても、前にもちょっと触れたように、いまでは印刷出版が地方の小都市でも非常に盛んになっていて、この規定を十全に守ることは至難といえるかもしれないからである。そしてこのように十分に実行することのできにくい規定を作ること自体が、ある意味では館と館員の首をしめることになるといえなくもないのである。

その辺を考え合わせてみると、(ii)、(iii)は規定上に一種の整合性を求めた、単なる理想論との評を蒙るかもしれないが、小田

原市立図書館としては、このような収書の面においても、市民との接点が求められなければならないと考えているのである。

## (2) 郷土資料集書の範囲の限定

このように小田原市立図書館では郷土資料の収集範囲をかなり大巾に拡大して捉えようとしている。しかし一方、特別集書としての郷土資料の範囲については、こんどは逆に非情なほどに制限を加えているのである。

まずその第1点は、収集範囲の(i)、(ii)項において郷土の人物を出身者に限ったこと。そして第2点は、同じく(i)、(ii)項を通じてその資料の一部分が郷土資料に該当する場合は、原則として集書には加えず、一般資料として扱うとしていることである。

その理由としては、特別集書としての郷土資料を無闇に肥大化させないことと、一般資料から孤立させないことを狙っているからである。

元来、ひとつの地域の事象は他の地域や全体と極めて複雑に関連し合っているはずで、その関連の状況は図書館員の判断をゆうに超えているとしなければならない。

また郷土の人物を、やや無機的に出身者に限定したことについても、全く同じ理由からである。一般には、むしろその地域に何等かの影響を与えた人物、あるいはその地域から影響を受けた人物とする考え方を妥当とする見方が多いようである。筆者もその考え方がわからなくはないのだが、しかしある人物と地域との相互影響関係を判定するには、多分に主観的判断が入りやすく、人によって極めて異った結果となることも当然予想されるのである。

総じて、郷土資料集書の編成には強い制

約を設けて、その実務を単純化、定型化することを得策としているのである。一方集書からはみ出した郷土資料が、その分だけ一般資料の中に多く散在することになる。このような処置をするのは、郷土資料と一般資料の総合的運用をはかる途を開いておきたいと考えているためなのである。そしてこの総合運用をはかるものとして、たとえ<sup>注30</sup>「一般図書中に含まれる郷土資料の索引」——ここでは詳しく述べられないが——といったツールが、用意されることになるのである。

### (3) 郷土の地域的範囲

さて、最後に郷土という地域をどういう圏域として捉えるかという問題を考えてみることにしよう。

この間にとっさに答えるとするれば、公立図書館としては自治体の行政区画を郷土の範囲と考えるのがいちばん普通であり、従来もそう行なわれることが多かったにちがいないと思われる。たとえば、今井貫一論文によれば「郷土の範囲としては府県郡市町村等其図書館の属する地方」といっている。<sup>注31</sup>しかし年代的にも、主題的にも巾の広い図書館の資料という面からみれば、この行政区画というのは収集の目印としてはいささか不安定であるといわざるを得ない。

そこで筆者としては、生活圏とか、ことばの共通圏、経済圏、交通圏、あるいは旧来の通婚圏といったものを総括する意味での文化圏というものを想定して、それを郷土の範囲とするのが最も妥当ではないかと考えているのである。

尤も、いま列举した一連の圏域と、それを総括する文化圏との関係は歴史学的、地理学的あるいはその他社会科学的な方法による精密な考察が施されなければならない

と思うのだが、いずれにしる単純に現行の行政区画に拠って割り切ってしまうのは当を得ないことなのである。

小田原市立図書館では、郷土の地域に順位を設けて次のように決めている。

1. 小田原市(合併町村も加える)——現行行政区画による——
2. 足柄上郡・下郡・中郡・静岡県駿東郡、同伊豆地方
3. 神奈川県下 (以下略)

つぎに運用面からみた郷土の範囲について若干触れておきたい。

今井論文では「資料採集の地方的範囲は必ずしも郷土のみに限られぬ」として、「他地方の郷土資料をも採って合はせねばならぬ」といっている。これは論旨やや不徹底<sup>注32</sup>の感まぬがれない言い方であるが、自からの地域と関連深い他地域の郷土資料に注意を促した点はまさに慧眼である。しかしそれを自からの郷土資料に繰り込んでしまっただけでは、何のために郷土の地域の確定を問題にしているのかわからなくなってしまうのであって、この場合は前に述べたように一般図書中に当然繰り込まれるのでなければならぬのである。

もう一つ運用上で重要なことがある。それは、文化圏の考え方を導入すると、郷土の範囲は通常単一の行政区画より広い地域を示すことになり、したがってその中にいくつかの行政権を別にする自治体が包含されることになる。そして圏内の各自治体が図書館乃至類縁機関を設置している場合には、郷土資料収集に関して衝突を起すことも往々あり得ると考えなければならない。

そうした場合には、当然のことながら圏域内図書館において、郷土資料収集上の協議を行なうことが最低限必要となるであろう。更にこれを発展させて発想すれば、同

一文化圏内の図書館（この場合は博物館や文書館等の類縁機関も仲間となり得よう）が積極的に郷土資料収集の共同作業をすることも考えられるのである。

ついでながら、このような考え方で実験的にはじめられたのが、「駿・豆・相郷土資料連絡協議会<sup>注33</sup>」である。これは名の示すとおり、いまは<sup>注33</sup>神奈川県と静岡県に入っている旧駿河国、伊豆国、相模国の地域内の主として図書館が相謀り、年2回づつ定期的に会合を催しているもので、いまのところは各地方の郷土資料に関する情報交換が主な議事となっている。

#### IV 郷土資料の実務に関連して

郷土資料をとり扱う実務は、所詮それが図書館の資料であるならば、受入、整理——分類・目録・装備——、保管、利用という一般蔵書の実務と基本において異なることはない。いいかえれば、いままで縷々述べてきた郷土資料についての考え方を、いかに具体的に形の上に現わすかということが実務には要請されるのみである。

しかしここでそれを詳述することは、多分極めて繁雑になるであろうし、またテクニカルなことを述べるのがこの小論の目的でもない。すでに多くの紙巾を費やしたこともあるので、ここでは実務に関連して二、三気づく点を特記するのみにとどめたい。

まず、郷土資料には一般図書として扱われるものと、特別集書として扱われるものがあることはすでに述べたとおりである。しかし特に後者の場合には、資料の種類が極めて多岐に亘ることとなるので、その整理、保管にはなかなか苦心を要するところである。また至極当り前の一般市販図書か

ら、ただ一点しか存在しない、そういう意味では貴重なものまで、実に多様でもある。したがって、場合によっては保管の仕方はもちろん、利用の方式についてもグレードを設けて運用することを考えるべきであろう。更に一点しかない資料は、よくいわれる保存と利用の相克がもっとも端的にあらわれることになるので、<sup>注34</sup>復刻や複製による再生産も積極的に行なう必要がある。

次に分類についてであるが、特別集書としての郷土資料も、理想的には一般図書と共通の分類体系によって整理されるべきである。しかしながら、いまも触れたように多岐多様に亘る資料群を一本の分類表で仕分けることもまた、極めて困難である。たとえば、近世の文書をNDCで分類してみたところで、ほとんど役には立たないといったようなものである。したがって、分類表の選択には十分な配慮が必要となると同時に、資料の活用の際に分類の占める有効性について、考えなおしてみることも必要であろう。

さて次は目録についてである。地方図書館にとって、郷土資料は必備の重要資料であることは前述した。そのことは、当然集書の状況を目録にして公開することが地方図書館の重要業務とされなければならないことを示している。将来図書館のネットワークがかりに成立したとすれば、各図書館の一般図書の目録は総合的に処理されることになるはずである。それにひきかえ、郷土資料の冊子目録化は、ますます単位地方図書館独自の仕事としてクローズアップされることになるであろう。

ここでいう冊子目録は、もちろんれぎぜんとした特別集書としての郷土資料を対象とすることになるが、しかしさきにも述べたように一般図書中にも相当の郷土資料

——マルマル一冊とはなっていないが——  
が散在していることになるので、それを郷土資料として生かすことも是非必要になるのである。それが「一般図書中に含まれる郷土資料の索引」である。この索引は理論上極めて容易に発想されることは、これまで述べたところで明らかであろうが、実務上これを実現させることは、相当の困難を覚悟しなければならないところである。もちろん難易の度合は地域的情況によりまちまちであるとは思われる。

この索引の仕事を組織化するのには、現在の中小図書館の多く手作業で行われている整理業務の方法では、ほとんど不可能といってもよいであろう。その解決策としては、コンピュータの導入をはかる以外に道はないと考えられる。ちかごろでは、中小図書館においてもコンピュータを使っているむきが増えているときくが、その多くは多量の貸出図書を捌くための、記録処理に用いられている模様である。これはいささか放漫な使い方といえはしまいか。

郷土資料の実務の最後に、利用（閲覧）のことについて四点ほど述べてこの項を終ることにしよう。

その i ——いまではコピーサービスを行なう図書館はずいぶん多くなった。著作権の問題をはじめ、コピーサービスの社会的影響についても若干——といってもなかなか大きな問題になりかねないが——の疑義があるものの、図書館には当然あって然るべき機能として定着されてきたといってもよいであろう。

ただここで指摘しておきたいことは、その問題とはやや別のことに属するものである。それは、その地域に関する事柄を調査する場合には、かならずその現場を踏まなければならないということである。遠隔の

地にいたまま、ただ遠いという理由だけで「コピー送れ」という利用者には、「一度お出かけください」という返事をするべきであろう。

その ii ——公共図書館、特に地方の中小図書館に、たとえば営利を目的とした出版社——営利でなくとも同じかもしれないが——から郷土資料に係わる取材の申し込みがあった場合、その対応の仕方は《公開の原則》や《無料の原則》といった考え方が存外安易に適用されているように感じられる。いまのところ常識的には、①発行図書に掲載する場合は資料の所蔵館名を記載すること、②掲載した印刷物は最低一部納本すること、③一つの使用目的以外には用いないこと等の条件を記した、掲載許可申請書を提出してもらうか、契約書を交換するくらいである。

しかし、市立図書館の所蔵資料はすべて市民の財産であるという立場にたつならば、この種の利用に対しては、いくばくかの使用料を徴収することを将来は考えてもよいのではないかと思われる。

その iii ——郷土資料利用者に対し、適切な資料の案内やアドヴァイスのできる職員を養成することは、極めて重要な課題である。そういう職員はまず司書としての専門知識<sup>注35</sup>と技能、そして一般教養を基礎として、その上に更に、その地域の広い分野にわたる事柄への知識と理解力、そして高い文化的認識を身につけていなければならない。

いま挙げた後の方のことは、地域の図書館に勤務してはじめて習得、会得することができるのであり、そのためには優に10年はかかるものと覚悟しなければならないであろう。

その点からいっても、せめて司書養成教育が、地方図書館の特性を生かし得る基礎

的資質を確保できるような課程を設定するべきではないだろうか。

そのiv——そのほか、郷土資料の利用について述べておかなければならないことがある。ひとつは前に述べた資料の案内やアドヴァイスは、狭い意味でのレファレンス業務ということができるであろうが、郷土資料にまつわるレファレンスは、時として資料の案内やアドヴァイスにとどまらず、資料をはなれて大きくひろがっていく場合も多い。たとえば研究会の結成や運営、あるいは文学集団へのコンタクト、地方出版活動の援助等々である。そうした場合、図書館の関与する場をどの辺に設けるかは難しい論議のあるところだが、いずれにしてもそれは広い意味でのレファレンスと呼ぶこともできる。そうなると図書館員は、レファレンスという仕事を通して、地域の文化に必然的にかかわっていることになるのである。

それからもうひとつは、郷土資料、特にたとえば古文書のようなナマ資料——一次資料——の利用は、本項その(2)でも触れたようにならずといってもよいくらいに論文や作品といった著作物——第二次資料——に再生産され、その著作物はやがて寄贈という形で図書館に戻ってくるのだが、これをさしあたって《資料の利用から収集への環流》と名づけておくことにしよう。このように郷土資料の利用は、図書館に新しく郷土資料をもたらすものだという視点は大切なポイントであるといえることができる。

## V 新しい仕事の展開

——むすびにかえて——

さきに「一般図書に含まれる郷土資料の索引」のことに触れたが、この業務などは、これからの地方図書館が地方図書館で

ある証を立てるための、もっともふさわしい仕事ではないかと思うが、ほかにも実務上のアイデアはいくつか考えられるかもしれない。

しかしここでは少しばかり視点を變えて、地方図書館としてもつと直接に地方文化に参画することのできる仕事の、新しい方向を探ってみたい。

そのひとつは、これまたさきに述べたことだが、図書館が、まるで後から追いかけるようにして既刊図書を収集、保管し、利用に供するという業務のみにとどまらず、少なくとも地域に関する文献をみずから製作して、多くの利用者に提供していこうという発想である。つまり、積極的に出版活動を行なおうというのである。

一般住民の地域の事象に対する関心は、近年頗る高くなってきている。しかもこのごろでは単に流行の域を脱して、それは文字どおり地に足のついたものとなりつつあるといえることができる。その代表的な例は、いわゆる地域の歴史についての関心であるが、必然的に図書館に寄せられるその種の参考質問も多くなってくるし、それはまた極めて多様性を帯びてもある。そうしたときに、要望に十分に応えることのできる図書館はいったいどれほどあるだろうか。この要望に関する限り、いかに図書館網が完備されようとも、他地域の図書館を頼るわけにはいかないことは明白なことだから、地域の図書館で回答不能であるということは、ただちに全面的に回答不可能ということになりかねない。

それにしても、一地域に関する文献が思いのほか少ないことをつくづく思い知らされるのである。また仮に従来の中央出版界で刊行された図書の中に、たまたま地域に関する文献があったとしても、たいいてい

場合味のうすいものであることに気づくのである。

といっても出版の仕事は、なまやさしいものではないことも確かなことである。たとえばかなり多額の経費を必要とするし、なによりも、著者は地域内の優秀な人材であることが望ましいとするなら、そのような人を得られるかどうかの問題となる。更にそのような人材を発見するために、図書館職員がまず編集者(Editor)の資質を備えなければならないからである。

しかし、もともと図書館にとって出版活動は、ア・プリオリに内在しているものであるともいえる。ザラ紙に手刷りの片々たるものから、大冊を積み上げるような大規模なものまで、それが図書館の書目であるならば、いずれも目録の刊行と云うのであるから、したがって図書館の出版活動は、まず印刷目録の刊行からはじめられることになるのである。

それ以後は、条件が整ってくると自動的に著作物の出版に向うことになるはずである。

ところで、近年の地方出版の隆盛ぶりについては前にも若干触れたが、この動きは著作活動や出版の大衆化と見ることもできる。しかもこのことは、むしろ歓迎すべきことに属するのであろうが、一方、出版物の質の低下を招いていることも否めない事実である。だから図書館における出版活動は、こういう傾向を浄化する作用を果すという側面も持たねばならないのである。

さてこのように図書館が出版活動を行なっていくことになると、次に展開してくる方向は、図書館が自身の中に研究機能を持ち込むことである。

同じように資料を扱う博物館では、資料の収集や保存、陳列を一方の仕事としなが

ら、学芸員が最も主体的営みとして研究活動を行なっている。博物館に研究機能のある点が、従来ほとんどそれを持たなかった図書館と、きわだった相異を示している。

はじめに、資料を中心に据えてみたとき、図書館の営みが一見無機的でもあり……といったのは、ひとつにはこの博物館との相異からくる感想でもあったのである。

\* \* \*

以上筆者が小田原市立図書館という現場において、ひごろ郷土資料について考えていることの概略を述べてみた。ご批判いただければ幸である。

#### 注記

- 1 長沢規矩也「図書館における郷土資料整理法」(汲古書院、1975) 2ページ。
- 2 因みに、この二つの辞書には「郷土資料」という語は掲げられていない。
- 3 この傾向のメルクマールは、地方史研究協議会編「日本産業史大系」(全8巻、東大出版)の刊行とされている。
- 4 ここでは過去形を用いたが、現在でもこの傾向は匡正されないまま続いていると思われる。
- 5 日本図書館協会では、昭和40年頃から図書館大会の分科会に用いはじめたようで、部内の委員会にも「郷土の資料委員会」というのがあったと記憶する。
- 6 地域や地方の名を冠して「〇〇資料」とする例はあるようだが、これでは一般化されていないのでここでは問題とならない。
- 7 現在の小田原市立図書館の名称は過去2度におわって変更されている。①小田原町図書館(昭和8年～15年) ②小田原市図書館(昭和15年～34年)。
- 8 「図書館雑誌」第61巻10号『竹内善作を語る(1)』34ページ。
- 9 同



10 同第61巻11号『竹内善作を語る(2)』20ページ。参照

11 竹内善作「<sup>学校</sup>公共図書館——設立・運営の実際——」(全2冊, 昭和25年, 東京堂)

12 同書下巻13ページ。

13 1906年生。昭和9年2月小田原町図書館に入る。昭和21年から同44年退職まで小田原市立図書館長在任。

14 石井富之助『小図書館のために』(「私論・市立図書館の経営」1971年, 神奈川県図書館協会 295ページ)。

15 同じ年, 山県有明の旧蔵書も寄贈され「山県公文庫」が成立。戦中は一時この動きは中断したが, 昭和30年代以降特別集書としては「木村錦花文庫」, 「板倉文書」, 「小田原有信会文庫」, 「牧野信一資料」, 「長谷川如是閑文庫」, 「山崎元幹文庫」, 「青蛙荘文庫」, 「藤田西湖文庫」等が成立している。

なおこれらの特別集書は郷土資料に当るものばかりではないことを申し添えておこう。

16 石井富之助 前掲書 23ページ。

17 「図書館雑誌」第61巻11号 21ページ。

18 石井富之助『市町村図書館の独自性』(前掲書26~27ページ)

19 石井富之助「郷土資料の収集について」(前掲書, 114ページ)

20 今井貫一『地方図書館と郷土資料』(「図書館雑誌」第36号, 1918年, 18ページ)

21 和田万吉, 今沢慈海, 植松安, 村島靖雄共編「図書館小識」(丙午出版 1925) 90ページ

22 長沢規矩也「図書館における郷土資料整理法」(汲古書院 1975年) 1ページ

23 石井富之助 (前掲書 113~115ページ)

24 因に筆者の表の中で(A)印刷物の項で地方行政資料という注書きを「官庁出版物」に用いたが, これは狭義の場合と考えている。更に(B)写本の項でも「近代行政文書」に同じ注書きをした。これは意図あつてのことである。図書館資料としての地方行政資料の位置づけは, まだ極めて不充分である。

25 ヨーロッパ中世世界においては, 五感の序列は, ①聴覚, ②触覚, ③視覚……というように聴覚を最上位においていた。と述べている「共通感覚論」(中村雄二郎, 岩波書店, 1979年)をこの部分ではちょっと援用したい気持ちである。

26 今井 (前掲書 18ページ)

27 和田外編 (前掲書 89ページ)

28 長沢 (前掲書 1ページ)

29 石井 (前掲書 114ページ)

30 石井富之助『郷土資料と一般資料の総合運用について』(前掲書 121ページ)

31 今井 (前掲書 17ページ)

32 同

33 昭和48年に結成。当初は熱海, 伊東, 下田, 三島, 沼津, 富士, 富士宮, 清水, 小田原の各市立図書館と, 裾野市鈴木育英図書館, 富士市私立富士文庫の11館で発足。その後順次島田市立図書館, 小山, 湯河原各町立図書館, 韮山町史編さん室及び箱根町教育委員会が参加している。

34 館界では, 保存に重点をおけば利用しにくく, 利用に重点をおくと保存されにくいといった単純な二律背反論的考え方が, いざんとして多く行なわれているらしい。たしかに資料の保存と利用は一見相克するものようであるが, もし図書館員が専門家であるなら, 安易に素人でもわかる論議に止まることなく, この問題を解決することが要請されるのではないだろうか。

35 一般に図書館は資料, 施設, 人という三極が三位一体をなしているといわれるが, 郷土資料についても収集から閲覧という通常の図書館の業務の面であっても, 又集会事業などの傍系の仕事からみても, 「人」の要素は極めて重要なポイントである。それも量の面より質の面にかかわる場合の方が多いようである。

(かわぞえ・たけし 小田原市立図書館)